

福利・厚生充実向上めざせ

会社、今後の社宅計画を提示、強行の構え



合理化指定、そして解除、また一部の合理化指定と変転する四山社宅

第四次合理化指定も

組合の対案近く作成、要求へ

三池労組は、かねてから社宅の集約を含む環境の改善、福利・厚生施設と内容の充実・向上を求めてきたが、会社は「今後の社宅計画についての検討作業が遅れている」として、具体的な提示を引延ばしていった。十月七日に提示された『社宅計画』は、第四次合理化社宅指定を含む重要な内容を含んでおり、組合では近く具体案をまとめ、減量合理化で労働者に犠牲を強要させないことを基本にした対案要求を出すことにしています。

提案内容(骨子)

一、社宅の現状

鉄筋アパート……………二二三戸
ブロック……………一三三四戸
木造……………五、四六一戸
全戸数……………五、八二七戸

二、管理区分と入居率
四山……………一、五六八戸
三川……………二、〇八〇戸
有明……………一、五〇四戸
本所……………六七五戸
入居率……………四六・四%

三、必要戸数
一、維持社宅数
直轄、福利……………二、五三七戸
関係会社……………五二〇戸

四、一般社員との混在解消
一般職は抗口近くに入居。
下請関係は特定社宅に集約。

五、スクラップとビルド
一、不良空戸の撤去
年間約二〇〇戸を解体撤去、
新築社宅は別枠で解体する。

六、その他
一、社宅管理区分の変更



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033~4
編集兼人 杉本 一男
発行人
半年間 1,200円 送料共
振替口座番号
労金大牟田
0968946-005

公判のお知らせ

9・28 坑内火災裁判公判
十一月七日午後一時から、福岡
地方裁判所。(46回)
11・9 三池大災害裁判公判
十一月二十六日午前十時から、
福岡地方裁判所。(55回)

下請……………六八七戸
退職二四三戸、その他三三戸
計……………三、九四四戸

一、既合理化指定社宅
二、七二二戸 残六六二戸

二、大規模撤去社宅
四山、大谷、原方田、宮原、
万田、宮内など一、二二二戸

三、新規合理化指定社宅
福祉二部(二二五戸)、熊社
一部(二六戸)、野添一部
(七二戸)、万田山下町(四
二戸)、大砂(九九戸)、日
井(一八〇戸) 計五四四戸

四、合理化社宅の取り扱
特別償還はせず、一般償還は
最少限とする。

五、転居雑費
転居促進のため値上げする。
転居雑費……………三三、〇〇〇円
運送費……………一〇、〇〇〇円

六、社宅浴場の統廃合
現存数……………三〇箇所
一、共同浴場廃止と個人浴場
市街地近辺は個人浴場とし、
ガス交差に切り替えていく。
二、共同浴場の統廃合箇所
宮内、万田山下町、新馬渡
大砂、日井第一、新馬渡

七、特別償還予算の使い方
五十一年からの実績四六五戸
今後処分を考慮していく。

八、アパートの新築
新築、転用の実績……………二二〇戸
今後下請田と原方田に建築。

九、ニュータウン問題
勝立地区の二二五ヘクタール
が、住工分離の南部ニュータウ
ン計画として五十七年から打診
を受けていたが、計画を進めて
いくことで了解した。土地譲渡
の問題が今後の課題となる。社
宅については有明は高田町を考
えており、ニュータウン地区で
の社宅建築はない。

十、扶養家族の医療費負担を、業
種免除として千五百円とし、一
般開業医も同様とする。

十一、任意継続保険料を退職年度
から引き下げる。

十二、同居扶養家族の収入制限を引
き上げる。

十三、北炭夕張災害の刑事責任に
なるとなっており、交渉は中央
交渉となります。
(10・12付号外参照のこと)

人員減で出炭横ばい 保安目標達成できず 下期中央生産会議開く

五十九年度下期(十月~三月)の中央生産会議が十月十二日午前十時から開かれました。会社側の説明では、上期の出炭実績は、二、三八〇、〇〇〇トンの予算に対して実績二、二五三、六二二トンの二六・三七九トンの減産、下期の予算は二、三五五、〇〇〇トンの人員は九十一人の減員で人当たり産率一三・四トンを計画しています。

各鉱別の出炭、人員計画の説明に対して質疑応答のあと、長期計画、高濃、山はね対策、無人採炭、その他について組合から質問しました。具体的な内容については委員会で報告されます。

秋闘、ヤマ場へ

地下産業労働者にささむいなど、号外(十月五日、十六日号)を参照して下さい。

労働条件を、退職手当、救済隊手当、しん肺・せき損、抗外員、の定年延長などを要求してたたかっている秋闘闘争は、十月八日に要求書を提出、十八日に中闘委を開くことになり、本格的に交渉をすすめて、協定日の二十四日ごろの決着をめざしています。

山元では、十五日から腕章を着用、ヒラ配布、ニュースカー情報、公出・残業拒否などを含めて、要求実現のためにたたかっています。なお、要求内容や他産業の実態

- #### 10月の保安重点項目
- ※ B・C関係全般
 - 1、散水設備はどうか。
 - 2、ヘルト片寄りはどうか。
 - 3、不回転ローラーはどうか。
 - 4、こぼれ炭はどうか。
 - 5、その他。
- 現場での取り組みを――。

学習会

●厚生年金と雇用保険
十月二十六日 午後五時
●健康保険改悪と今後の課題
十月三十一日 午後五時
場所はいずれも組合事務所。

賃金展開について

八月三十日に要求書を提出していた、今年度の賃金展開交渉が十月三日におこなわれ、会社案強行となりました。展開資料は各人に配布いたします。

健康改善に伴う 私たちの要求

十月一日から改善健康が実施され、福祉後進に怒りの声が上がっています。三池労組は会社に次のような要求書を提出しました。

- 1、本人医療費の一割負担は会社が負担すること。
- 2、扶養家族の医療費負担を、業種免除として千五百円とし、一般開業医も同様とする。
- 3、任意継続保険料を退職年度から引き下げる。
- 4、同居扶養家族の収入制限を引き上げる。

などとなっており、交渉は中央交渉となります。
(10・12付号外参照のこと)

地底

秋は越冬準備に追われ、生物の活動が活発な季節。紅葉、落葉、果実の実りと、植物は一年の決着をつける。人間も体調が良くなり、食欲が旺盛になるが、運動不足が最大の曲物。とはいってもチャンスがない悩み。

▼衣がえの季節なのに、消費は伸び悩み、という「日本リサーチ」の調査結果。いわく、もの離れ現象ではなく、所得の伸びが低いため「所得が増えれば、消費は必ず伸びる」とか。当たり前といえは当たり前。「なにを今さら」と言いたくなるが、ものを売る競争をどうしていかぬかが課題。もっと働くのが正解なのかな？

▼田中有罪判決から一年経った。閣内閣は、総理総裁つくり、総選挙の日程予定、野党の取り込み、と大はしゃぎでまるで「闘の大統領、気どり。」「田中排除も」「自重自戒」も一向に気にならないうで、その発言は露骨である。野党には「辞職勧告」を出せば解散だぞとぞ。状況は一年前よりも確実に悪くなっているようだ。

▼北炭夕張災害の刑事責任について地検は不起訴とした。三十八年の三川鉱山災害も原因や被害拡大要因が特定されず、結局犯罪にされた。こんなことが許されていいはずはない。民事への影響が憂慮されるが、民事では過失責任が広く問われるはずである。有明災害ではきわめて明らかな状況だが、ゆめ油断は禁物である。

▼「人員に見合う出炭計画」だというのが、人員は確実に減っている。出炭はほぼ横ばい。現場では間接工の不足が深刻で、環境整備どころではない。環境の悪化による疾病や不安要素が拡大し、減量合理化のシワ寄せは労働者にモロにふりかかってくる。全国的に秋闘の課題である「時短」も炭鉱では、遠くならにびり、か。

はたらくの気楽台

ゴマスリゴルフ
「旗もって走ってるの 宮沢のようだが…」